

普通財産である町有地の管理に関する事務取扱要領の新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第10条関係） 用途廃止した法定外財産の売払価格算定基準			別表（第10条関係） 用途廃止した法定外財産の売払価格算定基準		
売払後の用途	1㎡当たりの単価	備考	売払後の用途	1㎡当たりの単価	備考
宅地・雑種地		<u>雑種地としての利用が見込まれるときの固定資産評価額は宅地の評価額を適用</u>	宅地	固定資産評価額×1	宅地又は雑種地としての利用が見込まれるときに適用
農地（農振地域外）		売買契約前に農地法第3条の許可を得ているときに適用	農地（農振地域外）	固定資産評価額×2/3	売買契約前に農地法第3条の許可を得ているときに適用
農地（農振地域内）	<u>1㎡当たりの固定資産評価額×0.5</u>	売買契約前に農地法第3条の許可を得ているときに適用	農地（農振地域内）	固定資産評価額×1/2	売買契約前に農地法第3条の許可を得ているときに適用
池沼		池沼としての利用が確実であると認められるときに適用	池沼	固定資産評価額×2/3	池沼としての利用が確実であると認められるときに適用
山林		山林としての利用が確実であると認められるときに適用	山林	固定資産評価額×1/2	山林としての利用が確実であると認められるときに適用
<p>(注1) <u>固定資産評価額は売払後の用途に応じた近傍類似地評価額とする。</u></p> <p>(注2) 複数の道路に接している場合には、<u>売払後の用途が宅地・雑種地の場合に限り、</u>接続面の延長が最も長い道路に係る路線価を固定資産評価額とする。</p> <p>(注3) 1㎡当たりの単価は、算定基準に従って計算した結果生じることとなった100円未満の端数を切り捨てた額とする。<u>ただし、計算した結果生じた額が1,000円未満の場合は10円未満の端数を切り捨てた額とする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>			<p>(注1) 複数の道路に接している場合には、接続面の延長が最も長い道路に係る路線価を固定資産評価額とする。</p> <p>(注2) 1㎡当たりの単価は、算定基準に従って計算した結果生じることとなった100円未満の端数を切り捨てた額とする。</p>		